

船舶事故調査報告書

令和3年6月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（灯浮標）
発生日時	令和2年8月1日 17時15分ごろ
発生場所	千葉港千葉区第4区（千葉港北袖ヶ浦第1号灯浮標） 袖ヶ浦東京ガスシーバース灯から真方位052° 1,530m付近 （概位 北緯35° 29.1′ 東経139° 59.0′）
事故の概要	貨物船第五十一進 ^{しんこう} 宏丸は、北北西進中、灯浮標に衝突した。
事故調査の経過	令和2年9月1日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 第五十一進宏丸、748トン 143646、進宏海運株式会社（船舶所有者）、日鉄物流株式会社（運航者）
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 なし 灯浮標 灯浮標上部防護枠に曲損、太陽電池パネル1面に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 波高 約0.3m、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	本船は、船長ほか5人が乗り組み、船長が単独で船橋当直につき、千葉港北袖ヶ浦第3号灯浮標（以下、灯浮標については「千葉港北袖ヶ浦」を省略する。）と第4号灯浮標の間を航行するのを確認して北北西進中していた。 船長は、船首方に他船がいなかったため、自動操舵に切り替え、AISに次の目的地等の入力を行っていたところ、本船は第1号灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）に衝突した。 船長は、本事故当時、千葉港千葉区第4区入港前に東京湾海上交通センターからAISの目的地の問い合わせが行われたものの、同港を出港後にAISの次の目的地等の入力が終わっていなかったことを思い出し、AISの目的地等の修正を行ったのだと思った。
分析	本船は、北北西進中、船長が、船首方に他船がおらず、AISに次の目的地等の入力を行いながら航行していたことから、本件灯浮標の存在に気付かず、本件灯浮標に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、北北西進中、船長が、船首方に他船がおらず、AISに次の目的地等の入力を行いながら航行していたため、本件灯浮標に気付かず、本件灯浮標に衝突したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

	<p>られる。</p> <ul style="list-style-type: none">・航行中は、特定の作業だけに意識を向けることなく、常時、周囲の見張りを行うこと。・船長は、輻輳する海域を航行する際、出港前にAISの目的地等の入力を適切に行っておくこと。
--	--